

国政評第 1 1 7 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

気 象 庁 長 官 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 2 年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、令和 2 年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 防災気象情報の的確な提供及び地域の気象防災への貢献

気象、地震、火山現象、水象等の観測及び監視を的確に行うとともに、関係機関と密接に連携して、観測の成果等の収集及び活用を図る。

観測の成果及び予報・警報等の防災に資する気象情報を適時、的確にわかりやすく提供するとともに、気象防災の関係者と一体となって平時・緊急時・災害後の取組を進め、取組の内容を不断に共に改善することにより、地域の気象防災に一層貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 台風による被害の軽減を図るため、数値予報モデルの改良を進め、初期値の精度向上を図るとともに、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じて、72 時間先の台風中心位置の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- ・ 緊急地震速報の迅速化について、日本海溝沿いで発生する地震において、緊急地震速報（予報）の第 1 報を発表するまでの時間（震度 1 以上を観測した地震について、震源で地震が発生してから発表するまでの時間）の平均値を、平成 22 年度～26 年度の平均値（24.4 秒）から、令和 2 年度には 5 秒以上短縮すること。【主要】
- ・ 気象庁が常時観測を行う 50 火山のうち、一般住民が居住していない硫黄島を除いた 49 火山の中で、令和元年度末時点で噴火警戒レベルの運用が開始されていない残る十和

- 田について、令和2年度までに噴火警戒レベルの運用開始を目指すこと。【主要】
- 地域における防災力の向上につなげるため、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月）の改訂内容を踏まえ、防災気象情報の改善を反映させたワークショップ形式の研修会を、令和2年度には600市区町村以上の参加を得て開催することにより、市区町村の防災気象情報に対する一層の理解促進や、市町村における避難勧告発令の判断における防災気象情報の適切な利活用の促進を図ること。【主要】
- 「防災の基本的な知見を備えた地域のリーダーの育成が必要」とされていることを踏まえ、地域に精通し自立的に活動できる「地域気象防災リーダー」を育成するための研修プログラムを開発するとともに、当該プログラム開発等を通じて防災関係機関と連携を強化し、普及啓発体制を構築すること。【主要】
- .
- 2. 社会経済活動に資する気象情報・データの的確な提供及び産業の生産性向上への貢献
社会経済活動に資する気象情報・データを的確に提供するとともに、ニーズと技術の進展を踏まえた産業界における気象データの利活用を促進し、新たな気象ビジネスの創出を推進することにより、幅広い産業の生産性向上に貢献する。

[具体的な目標]

- 地球温暖化対策に資するため、地球環境監視に役立つ海洋環境情報の充実改善として、気象庁自らの観測データに加え、国際的な連携のもとで共有されたデータを用いて、海洋の二酸化炭素の吸収・蓄積に関する新たな手法の開発等を実施し、令和3年度までに、より高精度な海洋環境変動に関わる解析情報の新規提供を2件行うべく、令和2年度において海洋中の二酸化炭素量の蓄積量の評価及び海洋酸性化の調査を行い、新たな情報提供に向けた検討に取り組むこと。
- 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づき策定された政府の気候変動適応計画（平成30年11月閣議決定）を踏まえ、地方公共団体における気候変動適応計画の作成を支援し、令和2年度に都道府県と政令指定都市が策定した地域気候変動適応計画において、気象庁が整備した気候変動の監視や予測に関する報告書・データ等（気候変動情報）が利用されるように取り組み、令和2年度における利用割合を100%とすること。【主要】
- 天気予報の予報精度を向上させ、翌日の「降水の有無」、「最高気温」及び「最低気温」の予報精度について近年の改善傾向を維持すること。【主要】
- 国土交通省生産性革命プロジェクトの一つとして位置づけられている「気象ビジネス市場の創出」を推進し、幅広い産業の生産性向上を目指し、①ビジネスにおける気象データ利用環境の改善に取り組み、基盤的気象データのオープン化・高度化を推進し、気象庁ホームページ等を通じて利活用されたデータ総量を年間930TB以上とし、②気象に関わる産学官の連携組織である「気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)」の場

を通じて、異業種間マッチング等を進め、気象情報・データを他のデータとあわせて活用したビジネス（気象ビジネス）の創出に向けた取り組みを12件以上にすること。

【主要】

3. 気象業務に関する技術の研究・開発等の推進

観測・予報のための基盤の充実を計画的に進めるとともに、産学官や国際連携のもと、先進的な観測・予報技術の研究及び開発を行い気象業務に反映させることにより、最新の科学技術に立脚した気象業務を推進する。

[具体的な目標]

- ・ 線状降水帯等の集中豪雨予測精度向上を目指し、船舶GNSSを用いた海上における水蒸気観測手法の開発を行うとともに、船舶GNSSや水蒸気ライダーのデータの同化技術の開発・改良を推進するため、同化実験を行い、水蒸気データの同化インパクトを検証するとともに、同化手法の改良と解析結果の検証を行うこと。【主要】

4. 気象業務に関する国際協力の推進

各国それぞれとの互恵的な国際協力・支援や国際機関を通じた活動を戦略的に進めることにより、我が国及び世界の気象業務の発展に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 静止気象衛星「ひまわり」の国際的な有効活用をより一層進め、東アジア・西太平洋各国の熱帯低気圧や火山等の集中的な監視による防災への利活用のため、外国気象機関からのリクエストに応じて機動観測を実施する「HimawariRequest（ひまわりリクエスト）」について、その利用実績を平成30年度の2カ国から令和3年度までに7カ国とするべく、令和2年度において6カ国に利用国を拡大すること。【主要】